

令和8年7月17日

事業主 様
給与支払担当者 様

千葉県医業健康保険組合

医療機関等における賃上げ支援事業に係る各種届出の取扱いについて

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国による医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業に係る医療従事者に支払う賃金の支払方法について、一時金（遡及分）として支給する場合や毎月の報酬として支給する場合などが確認されております。

その支払方法により、臨時賞与として扱い「賞与支払届」の提出が必要な場合や報酬とみなされ「算定基礎届」及び「月額変更届」における該当月の報酬として含み記載する必要がございます。

このことを踏まえ、適切な届出をいただくとともに管轄年金事務所における事業所調査において記載漏れ等の指摘がなされないよう十分にご注意願います。

なお、各事業所様における支払方法によっては、提出いただく届出が異なるケースが想定されるため、ご不明な点は事業所調査の権限がある管轄の年金事務所にお問合せいただきますよう併せてお願いいたします。